

(仮称) 第2次こだいら健康増進プラン策定の基本方針について

1 策定の趣旨

少子高齢化や疾病構造の変化が進む中で、生活習慣及び社会環境の改善を通じて、子どもから高齢者まですべての人が健康に過ごすことができ、また活力ある地域社会を持続していくことが課題となっている。国においては、「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」により健康寿命の延伸、生活習慣病の発症予防などの方向性を示して、健康増進を推進してきた。また、東京都においては、「東京都健康推進プラン21」を策定し都民の健康づくりに取り組んでいる。

上記を踏まえ、平成29年度に最初の健康増進計画である「こだいら健康増進プラン～広げよう、元気のわ!」を策定した。本計画は、令和4年度に計画期間が終了することから、令和5年度以降の計画として現行計画の連続性も考慮しながら、「(仮称) 第2次こだいら健康増進プラン」(以下「第2次健康増進プラン」という)として策定するものである。

2 計画の位置づけ

第2次健康増進プランは、国の推進する「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21第2次）」や「東京都健康推進プラン21（第2次）」のほか、国及び都の関連計画や施策の動向を踏まえ、現在の市民の健康づくり及び食育等の課題を把握・分析し策定する。また、小平市第四次長期総合計画を上位計画とし、基本目標I「ひとづくり」の方針2「全世代が元気にはつらつと過ごす」を推進するための個別計画として位置づけるものであり、小平市第四期地域保健福祉計画、小平市地域包括ケア推進計画や第二期小平市子ども・子育て支援事業計画等の諸計画及び施策と整合性を図るものとする。

3 自殺対策計画の包含

現行の計画においては、自殺対策については「ライフステージを通じた健康づくり」にて「休養・こころの健康」を柱に取り組みを推進してきた。平成28年に自殺対策基本法の改正がされ、自殺の背景には、多様かつ複合的な要因があることを踏まえ、対策を進めるにあたっては、保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関連施策との有機的な連携を図り、総合的に取り組むことが必要となった。また、市区町村に対し、自殺総合対策大綱及び東京都自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、自殺対策計画を定めることが義務付けられた。

したがって、第2次健康増進プランでは、「休養・こころの健康」の分野については、自殺対策基本法第13条2項に基づく「市町村自殺対策計画」として位置づけ、本計画に包含して策定する。

4 食育推進計画の包含

現行の計画においては、「ライフステージを通じた健康づくり」にて「食・栄養」分野を、食育基本法第18条に基づく「小平市食育推進計画」として位置づけて策定し推進してきた。食育の推進は健康増進に密接に関係することから、国の食育推進基本計画や都の食育推進計画との整合性を図りながら、引き続き、本計画に包含して策定する。

5 計画対象期間

計画期間は、国、都及び市の諸計画との整合を図るため、令和5年度から令和10年度までの6年間とする。

6 計画策定体制

(1) 小平市健康増進計画検討委員会の設置

計画の策定に当たり、市民、識見を有する者、医療、保健関係者により構成される小平市健康増進計画検討委員会を設置し、策定のための検討を行う。

(2) 市民からの意見・要望等の収集

計画の策定に当たっては、(1)による公募市民の参加のほか、健康に関する意識調査を行うとともに、市ホームページのWebアンケート機能等を活用した意見聴取の実施及び計画の素案の段階において市民意見公募手続を行い、広く市民の意見を収集するよう努める。

(3) 庁内体制の確保

① 計画策定調整会議

関係部局の連携を図るため計画策定調整会議を設置する。

② ワーキングチーム

計画策定調整会議にワーキングチームを置く。

関係各課の職員で編成し、関係業務の内容の整理・集約・分析等の必要業務を行う。

7 計画策定上の留意事項

(1) 市議会への報告

計画策定の進捗状況は、本基本方針の策定、及び市民意見公募手続の実施の際など、適宜、市議会へ報告を行う。

(2) 情報の公開

計画策定の進捗に応じて、小平市ホームページ等で情報を公開する。また、小平市健康増進計画検討委員会は公開とし、会議の要旨及び会議資料等については、終了後速やかに市ホームページ等により公表する。

8 計画策定スケジュール概要

	健康増進計画検討委員会、市民参加	事務局・庁内
3年 4月		
5月		計画策定方針決定
6月	市民委員公募（市報6月20日号）	
7月	公募委員の決定	
8月		計画策定調整会議① W.T（適宜開催）
9月	検討委員会①（検討スケジュール） 健康意識調査の実施（郵送）	
10月		
11月		計画策定調整会議②
12月	検討委員へ健康意識調査結果報告	
4年 1月		
2月		計画策定調整会議③
3月	検討委員会②（計画骨子の検討）	調査報告書の製本・印刷
4月		計画策定調整会議④
5月	検討委員会③	
6月		計画策定調整会議⑤
7月	検討委員会④	
8月		計画策定調整会議⑥
9月	検討委員会⑤	
10月		計画策定調整会議⑦
11月	検討委員会⑥（計画素案について）	
12月	パブリックコメントの実施	計画策定調整会議⑧
5年 1月	検討委員会⑦（計画案について（報告））	
2月		
3月		計画策定、計画書の製本・印刷

※スケジュールについては、計画策定の進捗状況により変更の可能性あり。